

平成30年6月18日

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる災害に関する
被災中小企業・小規模事業者対策について

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる災害により被害を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構 所在地：東京都港区 理事長：高田 坦史）では、本災害で被災された中小企業の皆様が、早期に事業を再開できるよう、以下のとおり特別相談窓口を設置いたしましたのでご案内申し上げます。

また、被災された小規模企業共済契約者の方々に対しまして、災害時貸付を適用いたします。

■ 6月18日付けで特別相談窓口を以下のとおり設けました。

<平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る災害に関する特別相談窓口>

【近畿本部】

- ・総合相談窓口（経営支援課） 電話：06-6264-8613
- ・住所 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング27階

■ 被災小規模企業共済契約者に対する対策について

【共済事業グループ 小規模共済融資課】

- ・電話：03-3433-8811
- ・災害時貸付適用地域（平成30年6月18日時点）は以下のとおり

大阪府

大阪市（おさかし）、豊中市（とよなかし）、吹田市（すいたし）、
高槻市（たかつきし）、守口市（もりぐちし）、枚方市（ひらかたし）、
茨木市（いばらきし）、寝屋川市（ねやがわし）、箕面市（みのおし）、
摂津市（せつつし）、四条畷市（しじょうなわてし）、交野市（かたのし）、
三島郡 島本町（みしまぐん しまもとちょう）

<本件に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
総務部総務課 石塚
住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
電話：03-5470-1500（ダイヤルイン）
ホームページ：<http://www.smrj.go.jp>